

飲食店等を経営される皆様へ



全ての飲食店等に
消火器具が必要になります！

改正の背景

平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災を受けて、小規模飲食店等の初期消火による火災の拡大防止を図るため、消火設備の設置基準が見直されました。

改正内容

延べ面積150㎡未満の火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けた飲食店等について消火器具の設置が義務付けられました。

防火火上有効な措置とは

調理油加熱防止装置



自動消火装置



圧力感知安全装置



※立ち消え防止安全装置はこれらに該当しません。

施行期日：2019年10月1日

消防署への届出が必要な場合があります。



飲食店等への消火器の設置が義務付けられたことにより新たに消防署への届出が必要になる場合があります。
先ず一度消防署へお問い合わせください。

お問い合わせは

消防本部予防G TEL：06-6193-1116
南消防署 TEL：06-6317-0119
北消防署 TEL：06-6872-0766
西消防署 TEL：06-6384-0151
東消防署 TEL：06-6876-9119



吹田市消防本部

チェックPOINT

飲食店には**防災物品**の使用が必要です。

消防庁登録者番号

防 災

登録確認機関名

公益財団法人 日本防災協会

どんなところに必要？

店舗内に使用するカーテン・布製ブラインド、のれん、じゅうたん等に**防災物品**が必要です。
また防災物品には右上のようなラベルがついています。

チェックPOINT

消火器を設置後、**点検と点検結果報告書の提出**が必要です。

いざ消火器を使用しようとするときに機器の不具合等により使用できないということがないように、
設置後**6ヵ月ごとに点検**をし、**1年に1回**管轄の消防署へ**消防用設備等点検結果報告書**を提出
する必要があります。

★消火器は自分で点検することができます！

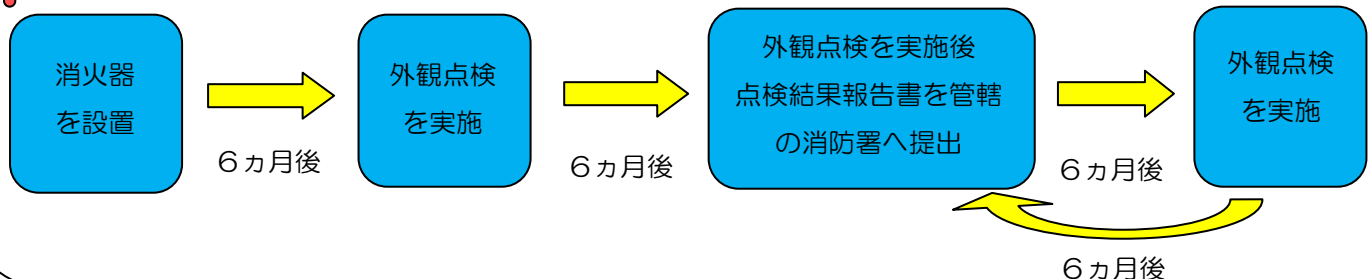
蓄圧式消火器：製造年から**5年**まで**外観のみ**の点検でOK！

加圧式消火器：製造年から**3年**まで**外観のみ**の点検でOK！

※上記年数を経過すると**内部点検**が必要となり、専門業者による点検が必要になってきます。



《 点検の流れ 》



消火器点検報告支援のパフレットは、
右記のQRコードからご確認ください。

